

質 問 回 答

2016年12月19日

「(案件名)パラグアイ国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト」(公示日:2016年12月7日/公示番号:160949)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>指示書 8 頁 6.業務の内容 (10)のうち、</p> <p>1) 裨益者に対する開発コンセプトの作成、</p> <p>2) 土地所有・土地利用に関する基本方針の作成、</p> <p>3) 水資源利用とその管理に関する基本方針の作成</p> <p>ならびに</p> <p>R/D の 21 頁 ~ 22 頁 Appendix 2 “Main Points Discussed” のうち No.5, No.9</p>	<p>R/D によれば、調査開始までに、パラグアイ政府は以下の提案ないし報告を JICA パラグアイ事務所に提出することとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A proposal on basic guideline on integrated development which can benefit larger number of small-scale farmers in the territory.</li> <li>・Report on the quantity of water available for irrigation (108 m<sup>3</sup>/s or 97 m<sup>3</sup>/s) which should be considered in the Study</li> </ul> <p>これらの情報は、マスタープラン作成の根幹となるものであるため、既に提出が為されていた場合は共有いただけますでしょうか。未提出の場合は、プロポーザル中で先方政府の意向と大きく外れる提案をしてしまうリスクを軽減するため、JICA 事務所と先方政府の交渉の現状をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本年 5 月 31 日に農牧省から JICA パラグアイ事務所に対して、以下の報告があったところ。報告資料については公開資料ではないことから、本回答に添付できませんが、以下に報告の概要を示します。</p> <p>小農、地域住民の参加を容易にする農業開発の基本的な在り方についての検討</p> <p>農牧省は、省の参加を容易にするアクションの実施のため、地方行政、生産者、土地所有者、ヤシレタ公団等と次のような調整を図る。</p> <p>1) 小農が農牧省のプロジェクトやプログラム(稲作、地域の状況に適した他の作物に関する技術の改善に向けた直接的な投資、社会資本や技術支援の推進、インフラ基盤の整備、研究、養殖や活動識別融資)にアクセスできるように、より良い組織化を促す。</p> <p>2) 農牧業を営む小規模生産者の灌漑農業のための土地の貸出しを容易にするために所有者のための税制上の優遇措置を講じる可能性について他の機関と業務遂行の調整を</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>図る。</p> <p>3) 農牧業を営む小規模生産者をバリューチェーンに参画させることによって、原料に付加価値を高めることを目的に農産加工業を促進・奨励する。</p> <p>4) 農牧業を営む小規模生産者に重点をおいた、灌漑農牧業を調整・促進・奨励する。</p> <p>5) 農牧省が実施するプログラムやプロジェクトを通じて、適切なインフラや技術を活用することを奨励する。</p> <p>開発調査において考慮されるべき利用可能な水量</p> <p>開発調査において考慮されるべき利用可能な水量は、ヤシレタ条約と補足的な規定で定められている通り、108m<sup>3</sup>/s である。</p>
2	指示書 14 頁 7.(1) 報告書等	西文の報告書は、各段階で 20 部ずつ作成・提出することとされていますが、提出先は JICA 本部であり現地への輸送料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	本契約の報告書等は JICA 本部に提出していただくためコンサルタントに輸送料は発生しません。なお、ファイナルレポート以外の報告書等は簡易製本であるため、監督職員の承認を得た内容を現地印刷によりパラグアイ事務所に提出することを認めます(ただし、この印刷に係る経費は原則どおりその他原価から支出してください)。
3	指示書 p2(3)期待される成果「成果 4:環境影響評価報告書案の作成される」部	左記の成果 4 に係る記載は、指示書 p3 の 4) の記載ならびに R/D に基づけば、「関係者の合意形成が図られる」に該当すると思いますが、その理解で良いでしょうか？	「成果 4:環境影響評価報告書案の作成される」とは、指示書 p5(4)活動の概要の「3-12 環境社会配慮調査の実施」により作成される環境

通番号	当該頁項目	質問	回答
	分		影響評価報告書を指します。この作成には、指示書同ページの「4)関係者の合意形成」も含まれます。なお、本業務で想定される環境影響報告書の作成、関係者の合意形成に向けた支援の内容は、指示書第2.(6)の業務の内容を参照してください。
4	指示書 p6(2)環境社会配慮助言委員会への対応支援の記載部分	<p>「マスタープラン作成に関し、JICAは、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループにスコーピング案及び最終報告書案の作成段階で助言を求めるところ、」と記載されていますが、この最終報告書案とはマスタープラン最終案を記載したPR/Rの作成後段階という意味でしょうか？それとも、業務全体のDFR作成段階という意味でしょうか？</p> <p>環境助言委員会ワーキンググループへの業務支援(国内作業)が、本業務全体で基本的にどの時期に発生するかに関係しておりお聞きしています。このマスタープラン作成段階では、スコーピング案時(2017年8月初旬)とPR/Rの作成後段階(2017年10月下旬)に、それぞれ国内での業務支援が必要となると考えるべきでしょうか？</p>	<p>ここでの最終報告書案とは、マスタープラン最終案に含まれる戦略的環境評価を指しています。マスタープラン最終案は、PR/R及びDFRの双方に記載してください。</p> <p>マスタープラン作成に関する、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループへの業務支援は、以下の時期を想定しています。</p> <p>(1)スコーピング案 戦略的環境影響評価のための調査前(2017年2月下旬)</p> <p>(2)マスタープラン最終案(戦略的環境影響評価) PR/Rの完成前(2018年8月上旬)</p>
5	指示書 p10(14)環境社会配慮助言委員会への対応支援の記載部分	<p>「F/Sの実施に関し、JICAは、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループにスコーピング案及び環境影響報告書案の作成段階で助言を求めるところ、」と記載されていますが、F/S実施段階では、スコーピング案時(2018年5月頃:IT/R作成前)と環境影響報告書案作成段階(2018年11月中旬:DFR作成前)にそれぞれ国内での業務支援が必要になると考えるべきでしょうか？</p>	<p>また、F/S実施段階では、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループへの業務支援は以下の時期を想定しています。</p> <p>(1)スコーピング案 環境アセスメント報告書作成のための調査前(2017年10月下旬)</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>(2)影響評価報告書案 DF/R 完成前(2018年11月中旬)を想定しています。</p>
6	<p>指示書 p17 5. 現地再委託の(1) 対象地域の現状調査(第1年次)(指示書 p18)</p>	<p>左記の(1)対象地域の現状調査(第1年次)が、指示書 p7 「(6)対象地域の現状把握」部分を意味する場合、再委託業務の想定が非常に多岐になることが想像でき、結果として、本見積りに計上する費用の差も大きくなりますので、本見積りに含めて価格競争の一部とするのは、適当ではないと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>5. 再委託の(1)は、ご指摘の部分に該当する調査であり、プロジェクト対象の2県において、指示書 p7(6)に記載がある項目(自然条件、社会条件等)について、既存資料・データ及び中央政府機関、地方行政機関、農民間団体、代表的農家、民間事業者などの関係者へのインタビュー等により得られる精度の情報を調査により取得し、資料に整理することを想定しています(資料の整理方法については特定していませんが、地図に表示することが有用な情報については、GISによる整理も検討ください)。これらが、想定される本調査の範囲です。</p> <p>プロポーザルにおいては、上記調査内容のうち、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託することが適当と考えられる内容について再委託を認めるものです。</p> <p>プロポーザルにおいては、本回答を参考に、貴社が最適と考える調査内容及び方法並びに価格(本見積もり)を提案してください。</p>

以上